

保育所等の利用調整等に関する規則の見直しについて

「杉並区児童福祉法第24条第3項の規定による保育所等の利用調整等に関する規則（平成26年杉並区規則第88号）」について、本年10月から開始する令和3年度保育所入所募集に向けて、以下のとおり一部見直しを行いましたので、ご報告します。

1 見直しの概要

「同一指数の場合の優先順位」の以下の項目について、廃止または変更する。

| 項番 | 旧 | 新 |
|----|---|--|
| 4 | 利用開始希望月の前年1月1日以前から、申込み児童及びいずれかの保護者が杉並区に引き続き住民登録している世帯 | 廃止 |
| 5 | 入所を希望する認可保育所等の希望順位が高い児童 | 廃止 |
| 10 | 誕生月が12月1日～4月1日までの入所申込児童 | 廃止 |
| 12 | 杉並区に住民登録し、引き続き居住している期間（日数）が長い世帯 | 杉並区に住民登録し、引き続き居住している期間（日数）が長い世帯（平成26年4月以降に転出入があった場合は、平成26年4月以降の住民登録期間を合算した期間を対象とする。） |

2 見直しの理由

以前に比べ、保育施設の整備が進み、入所状況が改善されていることや、区民等からも見直しを求める要望が寄せられていることなどを踏まえ、簡素化など見直しを行うこととする。

3 今後の検討事項

「調整指数」並びに「同一指数の場合の優先順位」については、以下の点について今後も入所状況を見極めながら検討することとする。

- ・区民のみに適用していた調整指数の加点について、転入予定者にも一部適用する。
- ・同一指数の場合の優先順位の項目について精査するとともに、抽選の導入など新たな方法についても検討する。

4 その他

10月1日から配布する「令和3年4月入所保育施設利用のご案内」及び、区公式ホームページに掲載し周知する。